



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の再開の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除の予定・3件（森林緑地課）…………… 2
- 事業の認定（用地課）…………… 3
- 公告認定対象区域内における一般地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 4

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（科学技術振興課）…………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 8
- 大規模小売店舗の変更の届出・4件（国際物流推進課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了・7件（中部土木事務所）…………… 11

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告…………… 13
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院）…………… 14
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院）…………… 16
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター）…………… 17
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古病院）…………… 19
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立八重山病院）…………… 21

教育委員会事項

- 指定管理者の指定・2件…………… 22

告 示

沖縄県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ふく薬局なご店	名護市宮里六丁目 8 番36号	平成25年11月11日
しらはまクリニック	宜野湾市伊佐三丁目 9 番19号	平成25年12月 1 日
医療法人桜風会おおいし医院	名護市城二丁目10番16号	平成25年12月 2 日

発達・神経クリニックプロップ	南風原町字新川215番地3	平成25年12月3日
ひらら歯科	宮古島市平良字西里390番地1 1F	平成25年12月4日
まじきな歯科クリニック	南風原町字新川215番地3	平成26年1月1日
上原内科医院	石垣市字登野城548番地4	平成26年1月6日
沖縄ホワイトデンタルクリニック	北谷町字上勢頭813番地2 デザインマンション龍101	平成26年1月8日
訪問看護ステーション三心	うるま市字兼筒段1086番地メゾンロイヤル205号	平成26年1月9日

沖縄県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ふく薬局名護店	名護市宮里六丁目8番2号	平成25年11月11日
おろく歯科	宮古島市平良字西里220番地アバ220 2F	平成25年11月13日
おおにし医院	名護市城二丁目10番16号	平成25年12月2日
ひらら歯科	宮古島市平良字西里390番地1 1F	平成25年12月4日
上原内科医院	石垣市字大川579番地5	平成25年12月6日
玉代勢薬局	沖縄市久保田一丁目11番5号	平成25年12月20日

沖縄県告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を再開した旨の届出があった。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	再開年月日
公益社団法人北部地区医師会屋我地診療所	名護市字饒平名460番地1	平成25年12月1日

沖縄県告示第45号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 解除予定保安林の所在場所 宮古島市上野字野原鏡原1190番336（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 干害の防備
 - 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県宮古農林水産振興センター

農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字川平フナズ原1239番・1240番・1284番・1287番・1343番・1345番・字川平アキナ原1361番・1370番（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字伊是名伊是名山196番26、196番27、196番122、196番103・196番108（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 村道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第48号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 嘉手納町
- 2 事業の種類 南区多目的広場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納仲原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

南区多目的広場整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である嘉手納町が事業主体となって、地域活動の拠点として利用される多目的広場（以下「本件広場」という。）を拡張整備する事業であるところ、本件広場は法第3条第32号に定める広場に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

嘉手納町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号への要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

本件広場は、従前から老人会のゲートボール場、青年会のエイサー練習等、区民の活動拠点として

活用され、地域コミュニティの育成に寄与してきた。しかし、平成24年に実施された南区コミュニティセンターの建替事業によって広場面積の約4割が減少したため、各地域団体の活動に支障を来している。また、嘉手納町では、高齢者の社会参加や生きがいがづくりに寄与する老人会が各行政区に組織されているが、近年では町全体として老人会の会員数が減少傾向にある等、社会参加や生きがいを目的とした活動の停滞が懸念されている。

このような状況に対応するため、本件事業は計画されたものであり、「第4次嘉手納町総合計画」にて具体施策として掲げられている地域活動拠点の整備拡充を行うものである。本件事業の施行によって、各地域団体が本件広場を安定的に利用することが可能となるだけでなく、区民の活動拠点としての機能が回復することにより、地域コミュニティの育成強化を図ることができる。さらに、区民まつり、敬老祝賀会等の各種主要事業が開催されることにより、区民の社会参加を促し、生きがいがづくりの推進にも寄与される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価の対象外であるが、起業者が任意で調査したところ、沖縄県が発行している「レッドデータおきなわ」に掲載されている希少な動植物の自生は確認されていない。また、起業地内には、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。なお、万一それらが発見された場合には、各関係機関と協議し、各関係法に基づき適切な措置を施すとしていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、経済性、南区コミュニティセンターとの連携等から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は多目的広場を整備しようとするものであり、「第4次嘉手納町総合計画」に掲げる地域活動拠点の整備拡充を行うものである。嘉手納町において、町民の社会参加や生きがいがづくりの推進が求められていること、本件広場面積が減少したことにより各地域団体の活動に支障をきたしていること、南区区民から本件広場の整備が要望されていること等から、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供される範囲であることから、収用の範囲の別についても合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 嘉手納町総務課

沖縄県告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない

と認定した。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 西原町字千原 1 番 1 ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成26年 1月21日 沖縄県指令土第22号

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 ウイルスほか遺伝子解析装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成26年 3月28日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎 5 番 8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成26年 1月31日（金曜日）から同年 3月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後 5 時まで
 - (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 電話番号098-866-2560
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年 3月12日（水曜日）午前11時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎 7 階第 4 会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5 以上の金額を 4 (1) の日時までに 3 (2) の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去 2 年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年2月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年3月11日（火曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY : Okinawa Life-Science Reserch Center Genetic Analysis System (1 Set of Devices)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 28th, 2014
- (3) OPENING OF BIDS : March 12th, 2014 (11:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, Department of Planning, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 微生物のタンパク質・ゲノム解析装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成26年3月28日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎5番8

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年 1月31日（金曜日）から同年 3月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後 5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 電話番号098-866-2560

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年 3月12日（水曜日）午前11時30分
- (2) 場所 沖縄県庁舎 7階第 4会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 4(1)の日時まで 3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年 1月31日（金曜日）から同年 2月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後 5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に 4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年 3月11日（火曜日）午後 5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12. Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY : Okinawa Life-Science Reserch Center Analysis System for Protein & Genome of Microbe (1 Set of Devices)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 28th, 2014
- (3) OPENING OF BIDS : March 12th, 2014 (11:30 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, Department of Planning, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成26年3月21日まで縦覧に供する。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成26年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いっぽいっぽの会
- 3 代表者の氏名 繁澤多美
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市牧志3丁目21番1号ソリオ牧志202
- 5 定款に記載された目的 この法人は、社会正義と人権尊重の理念に則り、生活困窮状態・社会的排除状態、その他生活上の困難を有する人びとに対して、生活再生を支援し、居住の確保及び自立の促進を行う。また、社会福祉に関する啓発活動及び人材育成に関する事業等を行い、市民生活の安定・向上、福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年1月31日から同年5月31日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ読谷店 読谷村字座喜味繁多原3171番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社丸上東昇楚辺住宅 読谷村字楚辺1052番地 代表取締役 比嘉憲雄
- 3 届出年月日 平成25年12月27日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 マックスバリュ読谷店 読谷村字座喜味繁多原3171番地
変更後 マックスバリュ都屋店 読谷村字座喜味繁多原3171番地ほか12筆
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 坂野邦雄
変更後 有限会社丸上東昇楚辺住宅 読谷村字楚辺1052番地 代表取締役 比嘉憲雄
- 5 変更する年月日 平成26年8月27日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつ

た。

なお、関係書類は、平成26年 1月31日から同年 5月31日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン泡瀬 沖縄市字泡瀬1420番地の4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 3 届出年月日 平成25年12月27日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
変更前 イオンタウン泡瀬 沖縄市字泡瀬1420番地の4
変更後 マックスバリュ泡瀬店 沖縄市泡瀬四丁目5番7号
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 坂野邦雄
変更後 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲
- 5 変更する年月日 平成26年 8月27日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年 1月31日から同年 5月31日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。

平成26年 1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ読谷店 読谷村字座喜味繁多原3171番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社丸上東昇楚辺住宅 読谷村字楚辺1052番地 代表取締役 比嘉憲雄
- 3 届出年月日 平成25年12月27日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1,693平方メートル
変更後 2,279平方メートル
 - (2) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 183台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 119台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。）
 - (3) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 16台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 11台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。）
 - (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 次の表のとおり

変更後 次の表のとおり

(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工振興課において縦覧に供する。)

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び読谷村商工観光課において縦覧に供する。)

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後10時まで

変更後 24時間

5 変更する年月日 平成26年8月27日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成26年1月31日から同年5月31日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン泡瀬 沖縄市字泡瀬1420番地の4

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 有限会社むつみ総業 沖縄市泡瀬四丁目7番3号 代表取締役 石原昌憲

3 届出年月日 平成25年12月27日

4 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 2,979平方メートル

変更後 4,290平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 98台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 190台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 17台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 18台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 位置 次の図のとおり、面積 280平方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、面積 330平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 位置 次の図のとおり、容量 71.94立方メートル

変更後 位置 次の図のとおり、容量 93.12立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

変更後 出入口の数 入口5か所、出口5か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。)

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後10時まで

変更後 午前6時から午後9時まで

5 変更する年月日 平成26年8月27日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月27日 沖縄県指令土第184号

2 開発区域に含まれる地域の名称 与那原町字与那原1277番1

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字津花波51番地ドミール51 301号 儀間英樹、西原町字津花波51番地ドミール51 301号 儀間清美

5 検査済証番号 平成26年1月22日 第4066号

6 工事完了年月日 平成25年12月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月18日 沖縄県指令中土第816号

2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市真栄原一丁目403番ほか4筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里鳥堀町2丁目44番地C o. リバリッジ首里302 花城卓二

5 検査済証番号 平成25年11月20日 C第141号

6 工事完了年月日 平成25年10月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年2月9日 沖縄県指令中土第112号、平成25年7月27日 沖縄県指令中土第2025号（変更）、平成25年11月12日 沖縄県指令中土第3230号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市安波茶三丁目593番ほか31筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路、排水路及び管理用通路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里当蔵2丁目13番地 オフィス・一和 代表取締役 根間和美
- 5 検査済証番号 平成25年12月18日 C第142号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年1月30日 沖縄県指令中土第266号、平成25年12月18日 沖縄県指令中土第3640号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田池田29番1、30番2及び18番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字東崎4番地11 農業生産法人株式会社まえさと 代表取締役 前里健一
- 5 検査済証番号 平成25年12月20日 C第143号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月7日 沖縄県指令中土第1632号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字内間480番2ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平345番地1 有限会社大橋自動車販売 代表者 田場士朗
- 5 検査済証番号 平成25年12月24日 C第144号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月7日 沖縄県指令中土第1633号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字内間480番2ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平345番地1 有限会社大橋自動車販売 代表者 田場士朗
- 5 検査済証番号 平成25年12月24日 C第145号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成26年 1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 8月 9日 沖縄県指令中土第2262号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津93番 1 及び93番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津52番地 小波津秀市
- 5 検査済証番号 平成25年12月24日 C第146号
- 6 工事完了年月日 平成25年10月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 1月31日

沖縄県中部土木事務所長 神 村 美 州

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 2月 4日 沖縄県指令中土第330号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜上前原257番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊舎堂218番地 2 2 F 比嘉哲也
- 5 検査済証番号 平成25年12月27日 C第147号
- 6 工事完了年月日 平成25年12月 6日

病 院 事 業 局 事 項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

沖縄県病院事業局長 伊 江 朝 次

- 1 調達する特定役務の種類
 - (1) 業務名 沖縄県立病院清掃業務
 - (2) 業務内容 清掃業務
 - (3) 履行期間 平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成26年 1月 1日現在において 5年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が50人以上であること。
 - (4) 過去 2年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等クリーニングエリアを含む病床数 200床以上の病院の清掃業務の実績を 2件以上有していること。
 - (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第 2 号）第25条に定める基準と同等の機械器具及び資格者を有していること。
 - (6) 従業員制服制度があること。
 - (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第 9 条の15に規定する基準に適合する者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3 年間の範囲内で沖縄県病院事業局長が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

- ア 一般競争入札参加資格登録申請書
イ 誓約書
ウ 営業概要書
エ 病院の清掃業務に関し直近2年間の契約実績を証明する書類
オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し及び営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表
カ 法人にあつては、登記事項証明書
キ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
ク 入札参加資格の登録を申請する目前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証明する書類
ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
コ その他沖縄県病院事業局長が必要と認める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県病院事業局県立病院課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2832
- (3) 申請書等の受付期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年2月14日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成27年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局長が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県病院事業局が実施する沖縄県立病院清掃委託業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年1月31日

沖縄県立北部病院長 上 原 哲 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
(1) 平成26年1月31日付け沖縄県公報第4222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申

請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成26年 1月31日（金曜日）から同年 3月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで

(2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番 3号 電話番号0980-52-2719

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年 3月14日（金曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県立北部病院会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を 4(1)の日時までに沖縄県立北部病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年 1月31日（金曜日）から同年 3月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前 9時から午後 5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番 3号 電話番号0980-52-2719

8 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県立北部病院総務課

(2) 所在地 〒905-8512 名護市大中二丁目12番 3号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

(1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

(2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成26年 3月13日（木曜日）午後 5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立北部病院総務課に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hokubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2014 to March 31, 2015
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 14, 2014 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Onaka, Nago City, Okinawa, 905-8512 Japan
Telephone 0980-52-2719

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年1月31日

沖縄県立中部病院長 松 本 廣 嗣

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成26年1月31日付け沖縄県公報第4222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月13日（木曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立中部病院第2会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県立中部病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付する場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 8 落札者の決定の方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課
 - (2) 所在地 〒904-2293 沖縄県うるま市字宮里281番地
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
 - (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成26年3月12日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立中部病院総務課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
 - (1) JOB
Okinawa Prefectural Chubu Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2014 to March 31, 2015
 - (3) DEADLINE FOR BIDS
March 13, 2014 2:00 p.m.
 - (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Chubu Hospital
281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293, Japan
Telephone 098-973-4111

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年1月31日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我那覇 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 平成26年1月31日付け沖縄県公報第4222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成26年3月13日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までには沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課
- (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な書類

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年3月12日(水曜日)午後3時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2014 to March 31, 2015
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 13, 2014 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193, Japan
Telephone 098-888-0123

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

沖縄県立宮古病院長 安谷屋 正明

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成26年1月31日付け沖縄県公報第4222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年2月3日(月曜日)から同年3月12日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-8550 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月13日(木曜日)午前10時
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院3階講堂

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県立宮古病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを

全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年2月3日（月曜日）から同年3月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-8550 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課
- (2) 所在地 〒906-8550 宮古島市平良字下里427番地1

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年3月12日（水曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立宮古病院総務課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Miyako Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
- (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2014 to March 31, 2015
- (3) DEADLINE FOR BIDS
March 13, 2014 10:00 a.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital
427-1 Hirarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-8550 Japan
Telephone 0980-72-3151

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

沖縄県立八重山病院長 依 光 た み 枝

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立八重山病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成26年1月31日付け沖縄県公報第4222号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守できる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院総務課 〒907-0022 石垣市宇大川732番地 電話番号0980-83-2525

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年3月14日（金曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立八重山病院会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までには沖縄県立八重山病院総務課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年1月31日（金曜日）から同年3月13日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県病院事業局県立病院課ホームページに掲載する。

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立八重山病院総務課
 - (2) 所在地 〒907-0022 石垣市字大川732番地
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な書類
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成26年3月13日(木曜日)午後3時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立八重山病院総務課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) JOB
Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital Cleaning duties(indoor and outdoor)
 - (2) PERIOD OF CONTRACT
April 1, 2014 to March 31, 2015
 - (3) DEADLINE FOR BIDS
March 14, 2014 2:00 p.m.
 - (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Yaeyama Hospital
732 Ōkawa, Ishigaki City, Okinawa, 907-0022, Japan
Telephone 0980-83-2525

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県教育委員会告示第2号

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年沖縄県条例第49号)第7条の規定により、沖縄県立石川青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年1月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 指定管理者となる団体 公益社団法人うるま市シルバー人材センター うるま市字川崎468番地
- 2 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

沖縄県教育委員会告示第3号

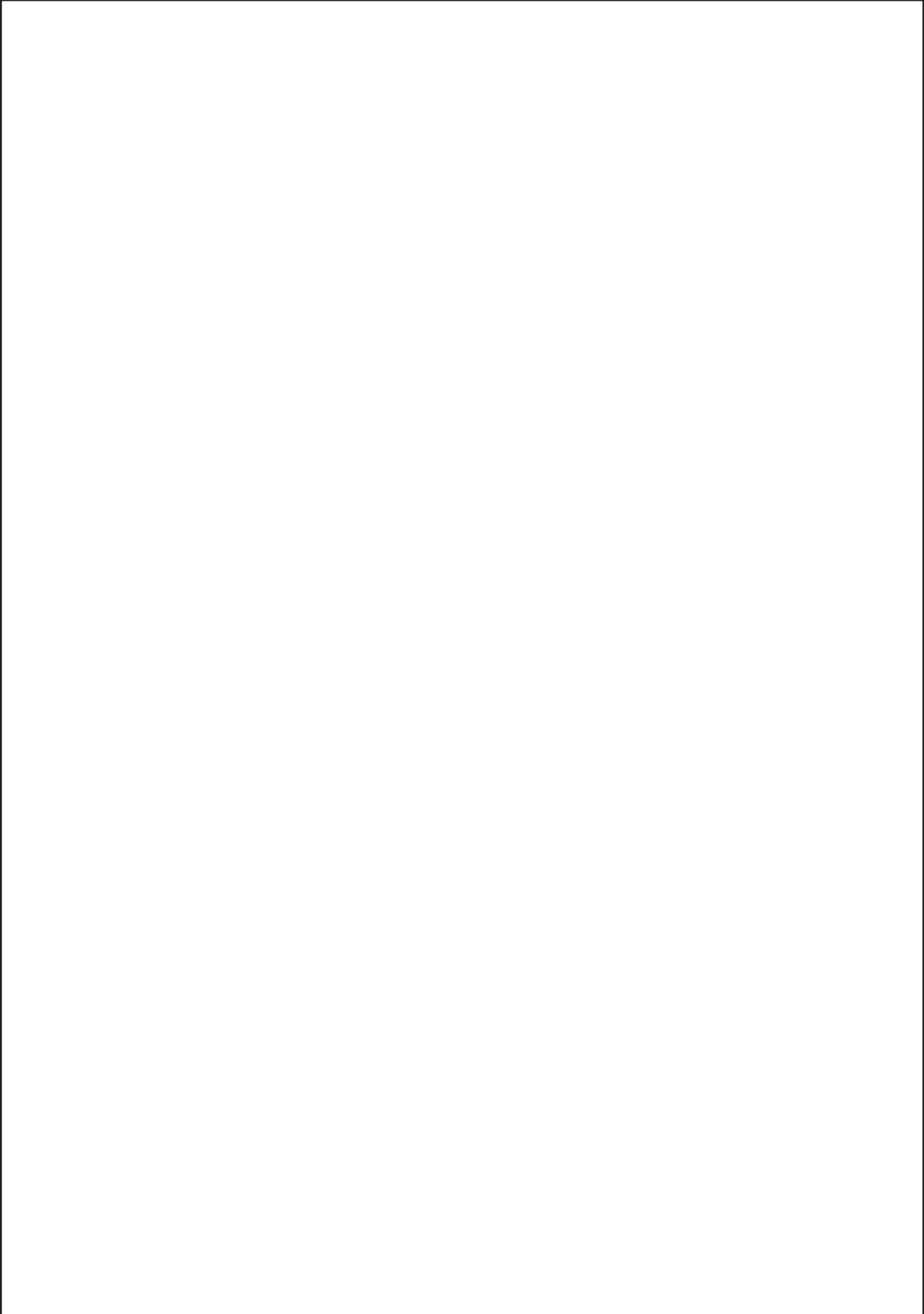
沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成20年沖縄県条例第49号)第7条の規定により、沖縄県立玉城青少年の家の指定管理者を次のとおり指定した。

平成26年1月31日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 指定管理者となる団体 公益社団法人南城市シルバー人材センター 南城市玉城字富里167番地
- 2 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---